

議 第 8 8 号

西山町いきいき館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市西山町いきいき館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市西山町いきいき館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市西山町いきいき館設置及び管理に関する条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表いきいきホールの項中「770円」を「670円」に改め、同表食の広場の項中「300円」を「180円」に改め、同表わくわく広場の項中「240円」を「170円」に改め、同表第1研修室の項中「300円」を「230円」に改め、同表第2研修室の項中「120円」を「80円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前に納付すべきものについては、なお従前の例による。



新潟県柏崎市西山町いさき館設置及び管理に関する条例（平成17年2月24日条例第25号）

改正後				改正前			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
区分	単位	使用料	床面積	区分	単位	使用料	床面積
いさきホール	1時間	670円	360.18㎡	いさきホール	1時間	770円	360.18㎡
食の広場	1時間	180円	87.08㎡	食の広場	1時間	300円	87.08㎡
わくわく広場	1時間	170円	90.50㎡	わくわく広場	1時間	240円	90.50㎡
(略)				(略)			
第1研修室	1時間	230円	120.95㎡	第1研修室	1時間	300円	120.95㎡
第2研修室	1時間	80円	41.92㎡	第2研修室	1時間	120円	41.92㎡